

# 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

## 「競技大会における教育関連ツール貸出」に関する留意事項

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「本機構」という）の「競技大会における教育関連ツール貸出」を希望される団体は、本機構が定める以下の留意事項すべてに同意のうえ、所定の申請フォームより貸出申請をお願いいたします。

### 1. 貸出対象となる団体

原則として、JADA 加盟団体、またはこれに準ずる団体

### 2. 貸出対象となる活動

以下(1)から(3)のすべてに該当するものとする。

- (1) ツールを利用して実施する活動がスポーツの価値を守り育み、クリーンスポーツ環境やアスリートの権利を守ることの重要性を踏まえる内容であり、アンチ・ドーピング活動の目的の普及振興に寄与するものであること
- (2) 営利・宣伝を主たる目的としない事業であること（企業名、商品名等を事業名称に使用し、本機構が商品やサービスのイメージアップを計っている様に映らない等）
- (3) 開催にあたっては、事故防止、公衆衛生対策等に十分な設備と措置が講じられていること

### 3. その他貸出対象及び活動内容について

例外的に1で認める以外の団体に貸出する場合の主催者及び事業内容については、下記のすべてに該当するものとする。

- A. 特定の政治活動、宗教活動に関係していないこと
- B. 特定の思想・立場にくみすると捉えられる恐れのないこと
- C. 反社会的勢力との関係を持っていないこと
- D. 公序良俗に反しないこと、また社会的悪影響を与える恐れのないこと

### 4. 貸出申請について

- (1) 貸出希望の団体は、利用予定日の2ヶ月前までに所定のフォームから申請を行ってください。
- (2) 申請内容について、本機構にて審査を行い、本機構担当者より申請者に対し連絡いたします。

### 5. 申請者の義務について

- (1) 申請内容に変更がある場合は、直ちに本機構にご連絡ください。
- (2) 貸出終了後、貸出物品を速やかに返却ください(原則、活動実施1週間以内に当機構に到着のこと)。
- (3) 活動終了後、活動状況のわかる写真(3枚程度)、競技大会における教育活動の実施報告書をご提出ください。

- (4) 貴団体の教育年間計画に記載のない申請については、年度末の教育年間計画報告書に活動内容を必ず記載ください。
- (5) 申請者は貸出物品の破損・汚損がないよう取り扱いに注意し、使用者への注意喚起をしてください。
- (6) 本機構から提供するデータの改変、無断転載または販売することは禁じます。

## 6. 貸出の取消について

- (1) 虚偽の申請若しくは不正な手段により貸出を受けたとき、または本留意事項に違反したと認められるときは、当該貸出許可の取消その他必要な措置を取ることがあります。
- (2) 貸出の取消があった場合、直ちに貸出物品を返却してください。
- (3) 貸出の取消により、申請者に損害が生じる場合において、本機構は賠償の責任を負いません。

## 7. 経費の負担について・その他

- (1) 貸出物品を滅失、損傷・汚損等の損害を与えた場合には、申請団体に対し現物又は修繕費用等の実費を請求することがあります。
- (2) 貸出物品の使用に起因することにより、第三者に対し損害を与えた場合は、申請団体がその損害賠償の責任を負うものとします。
- (3) 貸出、返却に発生する費用は原則として申請団体が負担するものとします。JADA に着払いで返却された場合は、発生した費用を後日請求させていただきます。

以上

### 【本件に関するお問い合わせ先】

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 教育部

TEL:03-5801-0964

FAX:03-5801-0944

(平日 10:00~17:00)

E-mail: [JADA-Education@playtruejapan.org](mailto:JADA-Education@playtruejapan.org)